



長野県報

10月1日(木)
平成27年
(2015年)
第2712号

目 次

規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（市町村課）	1
長野県都市公園規則等の一部を改正する規則（文化政策課）	1

告示

生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の再開の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働課）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	3
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	3
建設業法に基づく処分（建設政策課）	4
都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	4
財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づく措置（監査委員事務局）	6

規則

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第49号

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び長野県恩給与細則の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

(1) 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年長野県規則第24号）第37条の2第1項

(2) 長野県恩給与細則（昭和32年長野県規則第43号）第9条第1項

（長野県組織規則の一部改正）

第2条 長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第32の1の長野県本人確認情報保護審議会の項中「第30条の9」を「第30条の40」に改める。

（住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則の一部改正）

第3条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の開示等に関する規則（平成14年長野県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

第6条中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

様式第1号中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

様式第2号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

市町村課

長野県都市公園規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第50号

長野県都市公園規則等の一部を改正する規則

（長野県都市公園規則の一部改正）

第1条 長野県都市公園規則（昭和41年長野県規則第13号）の一部

を次のように改正する。

第14条第1項第3号のイ中「幼稚園」を「幼稚園、幼保連携型認定こども園」に、「及び」を「、中等教育学校及び」に改める。
(長野県営運動場の利用料金に関する規則の一部改正)

第2条 長野県営運動場の利用料金に関する規則(昭和46年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号のア中「幼稚園」の次に「、幼保連携型認定こども園」を、「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

(長野県文化会館管理規則の一部改正)

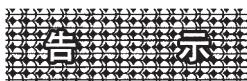
第3条 長野県文化会館管理規則(昭和57年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「幼稚園」を「幼稚園、保育所」に、「及び」を「、中等教育学校及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

文化政策課



長野県告示第439号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年月日
		新	旧	
イオン薬局佐久平店	長野県佐久市佐久平駅南11-10	福田正晴	渡辺将之	平成27年8月1日
有限会社ヤジマ薬局	長野県茅野市ちの3502-1	矢島正士	矢島建紀	平成27年6月30日

地域福祉課

長野県告示第440号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を再開する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	再開年月日
有限会社イケダ薬局	長野県上田市中央2-6-5	平成27年8月4日

地域福祉課

長野県告示第441号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成27年10月1日

長野県知事 阿部 守一
診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
平林矯正歯科	長野県松本市新村548	平成27年6月30日
井口内科医院	長野県松本市村井町南2-8-22	平成27年7月31日
あいこう堂薬局	長野県千曲市戸倉2153-1	平成27年7月31日